

1. 件名：東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（原子炉建屋換気系（ダクト）改造工事）に係る事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年3月28日 16時00分～17時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

片桐主任安全審査官、角谷主任安全審査官※、皆川主任安全審査官、
宮本主任安全審査官、土居安全審査専門職

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 プラント管理グループ グループマネージャー、他4名
東海第二発電所 副所長、他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「原子力規制委員会における新型コロナウイルス感染症への対応」(令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 東海第二発電所 審査スケジュール（案）【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ】
- (2) 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料
- (3) 東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請 コメント回答整理表【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ】

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	と原子力規制庁の同意ですけれども、それではこれからの東海第2発電所の設計及び工事計画の変更認可申請に係るヒアリングを開始したいと思います。
0:00:15	それではまず資料の確認の方からお願いします。
0:00:21	はい。日本原子力発電発電管理室の岡です。
0:00:25	提出させて事前に提出させていただいております資料につきましては、まず資料1ですね、東海第2発電所、審査スケジュール案、こちらになります。
0:00:37	続きまして資料2に関しましては東海第2発電所設計及び工事計画変更認可申請書の補足説明資料となっております4月、令和4年の3月付けですね。
0:00:49	で、最後資料3がですね、東海第2発電所の設計及び交通計画認可申請、コメント回答整理表、(5)原子炉建屋換気系かっこダクト、放射線モニター確保措置と、
0:01:01	ということで2022年3月28日付の資料、こちらにこれら三つを使ってご説明をさせていただくことになります。
0:01:11	はい。資料の方過不足なくいただいておりますのでそれでは資料の内容の説明の方をお願いします。
0:01:19	はい。日本日本原子力発電発電課長の岡です。それではですね、今回、
0:01:27	新規制基準に関わる設計部工事計画変更認可申請に係るヒアリング、モリタ移設に関してということで、まず最初にですね資料1の方から触れさせていただきたいと思います。
0:01:40	現在ですね、東海第2発電所ですね、現在当社の方で考えております、この放射性モニターの移設に関する審査スケジュールについて記載しております、
0:01:53	すでに完了しておりますのが3月1日の申請と審査資料提出で、3月11日についてですね、先日、申請概要の説明をさせていただいております。
0:02:05	その際に、ご指摘等いただきまして、今回ですね、そちらについての回答ですとか、そういう部分について、改めてご説明をさせていただく。
0:02:15	ことと、ことを考えております。
0:02:19	で、こちらの方で、御説明が十分という判断いただきましたら、4月4日の
0:02:27	週の前半ですねここはまたちょっと調整をさせていただくことになると思いますけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	審査資料の説明を始めさせていただくと、というようなふうに、直近の予定では、そのように考えております。
0:02:39	簡単ですけれども、スケジュールの概要は、
0:02:43	以上になります。
0:02:45	では続いてですね。
0:02:47	そのまま、
0:02:49	資料、
0:02:50	2、
0:02:52	の方については、補足説明資料になりますがこちらの説明は、
0:02:57	前回いただいたコメントをもとに回答していくこととなると思いますので、そちらについては資料3になりますね。コメント回答整理表なり、なっております、
0:03:08	こちらに基づいて、発電所の
0:03:11	出席者の方から説明をいただきたいと思います。
0:03:19	はい。日本原子力発電、補修室の川俣と申します。まずは資料の方ですけれども、
0:03:28	補足4ということになりまして右下の536ページから、
0:03:38	544ページが、まず説明資料になりまして、
0:03:43	545ページから、
0:03:46	556ページが、別添の資料となっております。
0:03:56	まずは前回ご指摘いただきましたコメント内容としまして、それをベースに回答の方をしていきたいと思っております。
0:04:07	資料をめくっていただいて、538ページの方は、前回説明した内容から変更はございません。
0:04:17	続きまして539ページの方ですけれども、
0:04:20	前回のヒアリングの場で
0:04:25	2018の既許可から今回工事計画を変更する必要性について機構の評価を整理して再説明することということに関しまして、
0:04:35	539ページの方になりますけれども、
0:04:39	2018年10月18日に認可された。
0:04:43	新規制基準適合に係る工事計画の一部において、原子炉建屋附属棟に設置してあります原子炉建屋関係の排気隔離弁に対して、技術基準、
0:04:54	基準地震動S _s 及び、
0:04:56	設計竜巻に波及的影響をするため、排気隔離弁の補強、下図のてこ下の図の鉄骨部を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:05	補強を行う計画でありました。
0:05:07	数の下の図の①が、
0:05:11	排気隔離弁の室になりまして、
0:05:14	②が排気隔離弁B室になりまして③の方が、原子炉建屋附属棟廃棄物処理棟になります。
0:05:25	変更に至った理由ですけれども
0:05:27	工事計画認可後の設計進捗ということで、詳細な現場確認と、工事の施工性の検討をした結果、
0:05:35	③、ラドウェストと記載があります。
0:05:39	③の補強を行うには、多岐にわたる干渉物を、
0:05:43	撤去をこれで復旧する、補強後に復旧をする必要があるため、工事工程に多大な影響を与えることがわかりました。
0:05:53	その③の外壁補強を行うことが困難なため、それに付随して①も補強。
0:06:01	することも困難であるので①の外壁補強を取り止める方策がないか検討しました。
0:06:10	その結果、原子炉建屋換気系の系統用の見直しをすることで、
0:06:16	①に設置されている隔離弁の機能が不要となるため、外壁補強を取り止めることができることから、原子炉建屋関係の改造について、
0:06:26	検討することとしました。それが詳細は、ページうん、参照となります。
0:06:31	検討した結果ですけれども、原子炉建屋関係の、
0:06:35	改造が可能と判断し、①の補強を取り止めて、
0:06:39	②の排気隔離弁B室のみを行うこととしました。
0:06:43	外壁補強取り止めによる基準適合性の影響については、ページ5に記載しておりますので、
0:06:50	別途説明します。
0:06:52	前回の
0:06:54	指摘いただきました、必要性については、
0:06:58	この回答となります。続きまして、
0:07:04	10日。
0:07:09	はい。それでは今の説明について規制庁側の方から確認事項ありましたらお願いします。
0:07:23	規制庁皆川です。ちょっと事実関係をまず教えて欲しいんですけど。
0:07:30	539 ページですかね、539 ページで、
0:07:36	日報通括弧一位がありますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:41	今回その 010203。
0:07:44	外壁補強が必要であって、
0:07:48	この③の外壁補強の位置付けなんですけど、ここの③の外壁補強。
0:07:55	をする。目的としては、これはあくまでも①の外壁補強が必要だから、
0:08:02	③をしなきゃいけないってそういうこと位置付けで、
0:08:07	よろしいでしょうか。
0:08:12	③の補強に関しましては、①の補強のためではなく、
0:08:18	③に対しても、
0:08:22	衛生基準地震動 S_s と、設計竜巻から波及的影響を防止するため③も同様に補強が必要となります。
0:08:37	規制庁皆川です。
0:08:40	ごめんなさいももう一度確認しますけど、ここは私が勘違いしてるだけかもしれないですけど、
0:08:47	今回のこの中身って③の補強を行うためには、
0:08:51	干渉部Ⅱの撤去、補強後に復旧をする必要があって、
0:08:57	工事工程に多大な影響を与えることがわかって書かれているので、
0:09:02	いや私はてっきり、丸さんを、
0:09:06	補強をやめる。
0:09:09	その結果、
0:09:11	①も補強ができなくなるので、
0:09:14	①の補強を不要とする。
0:09:17	ことを考えたのかなと思ったんですけど。
0:09:20	いかがでしょうか。
0:09:22	日本原電保修の川又ですその認識で間違えませんか。
0:09:28	てことは③を補強はしないっていう理解でいいですか。
0:09:35	はい。
0:09:36	に来て、認識で問題ありません。
0:09:39	規制庁ミナカワわかりました。結局から 12 の中で、
0:09:44	今現状事業者が考えてるのは、②だけの補強。
0:09:49	を実施をすると。
0:09:50	だから、粗相そういうことでよろしいですか。
0:09:55	ありません。
0:09:57	規制庁皆川です。わかりましたとりあえず事実関係としてはわかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:05	原子力規制庁の宮本です。ちょっと前回と説明が全く変わっているので、
0:10:12	確認させていただきたいんですけど、
0:10:15	前は、
0:10:16	こういう説明はされてなくて、
0:10:19	工事、工事実施は可能ですという回答をいただいていたと思うんですけど、それで間違いないですか。
0:10:35	はい日本原子力発電の花井と申します工事実施することは可能なんですけど、
0:10:41	こちらの方の2ポツ(1)のところ、123、4行目ですね。
0:10:49	その結果というところですよ。原子炉建屋関係の系統の見直しを行えば①に設置されている隔離弁の確認権は不能不要となって、
0:10:59	外壁補強を取り止めることができることから、原子炉建屋関係の改造について検討することとしたと。
0:11:06	いうふうな形で、新たに検討した結果、設計の進捗、
0:11:13	ここが進んだことによってそういうことが判明しました。
0:11:18	なんで実質、必要外壁補強が必要となるのは②の部分で③と①の部分も実質はできるんですけども、
0:11:27	隔離機能が不要となって外郭を取り止めることができると。
0:11:33	いうふうなことが考えられました。検討できましたんで、
0:11:37	①と③については、外壁補強については取り止めると。
0:11:43	いうふうに考えてます。
0:11:46	原子炉規制庁の宮本ですけど、ちょっと確認したかったのは、工事はできますっていう認識でいいってことですよ。
0:11:54	嘘。そういう認識で、後の検討の話はこれからの話なんですけど、この工事が可能か可能じゃないかっていう書いて欲しいってことなんですけどそれは可能だということですね。
0:12:11	日本原子力発電の鎌田です。工事は可能です。
0:12:15	その件で載ったわけですけども工事としては今の断面で可能だという回答になりますけれども、
0:12:21	先ほどちょっと説明して、
0:12:23	いますが、今後工事の工程とかいろいろ考えた時に取り上げることも
0:12:29	取り上げることで今検討しているということで、今回ご説明に上がった次第です。
0:12:35	現状規制庁ミヤモトですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:38	まずね、
0:12:39	ちょっと前提でしっかり説明していただきたいのは、工事計画、前回認可されてるのは、事業者がみずから詳細設計をしてこれでやりますと。
0:12:49	いう工事計画で我々が認可していると。
0:12:52	それは実現可能な工事計画として出されていると。
0:12:56	いう認識でいいんですよっていうことを確認しています。
0:13:03	現在の高見です。す。2014年申請したときの判断としては工事は可能だということで、認可申請して認可をもらっているという認識でございます。
0:13:14	規制庁の宮です。わかりました
0:13:16	要は、ここをしっかりとかなないと、要は、これあくまでも事業者がみずから申請した内容を、
0:13:23	我々としてはそういう方針を確認しているのが前提で今あって、当然、工事ができるできないっていうのはできるという認識を持ってこれからの説明を聞かないと、
0:13:33	要は、今言われてるのは事業者の判断として原子炉建屋換気系の改造が可能であるからっていう説明を、これから我々に説明尽くした上で、
0:13:46	ここの設計はどうなるかっていうのを方を確認しなきゃいけないんだけど、
0:13:50	実際その部分というのが、我々我々要素の建屋関係の説明がしっかりされなければ最終的には元に戻さなきゃいけなくなったときにできませんというわけではなくて、
0:14:01	それは、できるということで認識を持ってこれからの説明を受ければいってことでいいんでしょうねっていうことです。
0:14:14	はい。日本原子力の花井と申します。はい。等をし、す。
0:14:18	従来通り2018年の段階では、こちらの方で切ると。
0:14:24	いうふうに考えていたのが現状です。それからさらに設計がさらに進捗しましてっていう話をこれから説明させていただきたいと。
0:14:34	いうふうに思ってます。
0:14:36	原子炉規制庁宮です。わかりました。はい。私の方、とりあえず今現在で以上です。
0:14:49	在宅のカドヤさん、何か追加で確認事項とありますでしょうか。
0:14:56	川添です。ちょっと今のところ、僕はメーカーからだけさつき宮本の質問に対しては18年の時点ではできるとしていましたがってことなんですけどそれは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:07	今も引き続きできるんだけれども、その工事の計画を変えたいっていう説明をこれからするっていう理解でいいですか。
0:15:18	はい日本原子力の花井と申します。はいおっしゃる通り高齢からそちらの方の説明を進めていきたいなど。
0:15:27	思ってます。
0:15:29	はい、わかりました以上です。
0:15:32	はいそれでは引き続き説明の方お願いします。
0:15:40	日本原電補修の河本です。
0:15:43	続きまして、前回、ヒアリングの際に出ましたコメン等としまして、
0:15:51	補足説明資料4枚の、設置許可、添付書類8に記載されている環境換気用の原子炉建屋入口及びだ、出口ダクトはそれぞれ2系統を有し、
0:16:02	それぞれにこの空気作動弁の作動の隔離が、
0:16:06	弁があつてと。
0:16:07	今回改造後の系統構成が整合することを再度整理して説明することということ、記載に関しまして、
0:16:15	まず、
0:16:22	540ページの方からの説明とさせていただきます。
0:16:28	こちら前回説明している通りの記載となつていまして、大きな変更は、
0:16:35	特にありません。
0:16:37	へえ。
0:16:40	はい。
0:16:40	前回も説明してるんですけども、今回改めて
0:16:44	東海第2発電所の原子炉建屋換気系は、下の図の、通常、①と②の通常換気系と、
0:16:53	燃料取替時専用関係、図の中の③と④。
0:16:59	のがありまして、
0:17:01	これまで東海第2発電所では建設以降、通常関係の実運用をしてきました。
0:17:10	また東海第2が110万級、BW初号機であり、燃料取りかえ時において、使用済み燃料プール、
0:17:18	水等の期間によって結露水、結露が発生する。
0:17:22	懸念がある、あり、ロスへの異物混入防止の目的から、環境換気量をふやせるよう、建設に設置したものが、燃料、
0:17:32	取りかえ時専用関係となっております。また運開を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:37	当該関係を使用した際に、建屋差圧が大きくなりプラント用に支障が生じたため、当該換気系を使用しないこととしました。
0:17:45	また現在に至るまで当該関係は使用されておらず、懸念された結露等の問題も生じていません。
0:17:52	そのため原子炉建屋換気系の排気ラインに改造に対して、
0:17:58	技術基準の要求はなく、改造することにより、隔離弁とDAC等の取り付け部からの漏えいポテンシャルリスクも、
0:18:06	低減できることから、改造を行うこととしました。また最新プラントの設計では、燃料取替時専用関係はないことを確認しております。
0:18:16	これらの理由に伴いまして、原子炉建屋、換気系だけに設置した放射線モニター検出器、
0:18:24	が設置されている排気隔離弁、は運用を停止することになりますので、改造後に通常用される排気隔離弁Bに検出器を移設することとしました。
0:18:36	その改造に伴う既許可への影響ということで、
0:18:42	すいません。
0:18:44	まずは542ページになりまして、
0:18:49	まず、設置許可申請書に関しまして本文に原子炉建屋換気系の排気隔離弁及びダクトに関する記述がないことと、
0:18:59	もともとは添付資料は、添付書類8においても、換気風量の増大及び入口及び出口ダクトそれぞれ2系統有しそれぞれにこの空気作動の隔離弁と記載されておりますが、
0:19:11	排気ラインの改造による、記載されている機能個数に変更はないことと、
0:19:17	排気流量に関する記載はないことから、変更手続きは必要ないと考えております。
0:19:22	また、工認本部についても配管くくり弁に関して、放射能高等の信号により、
0:19:29	隔離弁を自動閉鎖するとともに常用換気系から原子炉建屋ガス処理系に切り替わることで、放射性物質の拡散を防ぐ設計とすると記載がありますが、こちらについても記載機能に変更はなく、維持されることから、変更手続きは必要ないと考えております。
0:19:46	また、③外壁補強の範囲見直しについても、廃棄隔離弁の代表補強を取り組む、取り止めた場合においても、工認工認本文に変更ないため、
0:19:56	変更手続きは必要ないと考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:01	続きまして、543 ページになります。
0:20:05	こちらの方でまず本文に該当する弁及びダクトに関する記述はないということで、すいません、別添 2 になりまして、
0:20:21	お手元の資料 548 ページに、
0:20:25	へえ。
0:20:26	設置許可申請書の本文抜粋を
0:20:30	添付しておりまして原子炉建屋譲与関係ということで、
0:20:34	送風機と排風機のみの記事となっております、
0:20:39	今回来、こちらに記載してある、
0:20:41	内容については、
0:20:44	変更はないので、
0:20:50	ええ。
0:20:52	記載はなく、ベントダクトに関する記載はないとしています。
0:20:57	(2) としまして添付書類 8 には、当該弁及びダクトに関するに関する以下の記載がありますが、本文記載に影響を与えるものではなく、変更手続きが必要ないと考えている件に関しまして、
0:21:11	別添 3 に、
0:21:19	お手元の資料 549 ページになりますけれども、こちらに、
0:21:24	添付書類 8 の抜粋をつけておりまして、こちらに書いてある内容が、こちら、543 ページの方に、
0:21:32	記載を、
0:21:33	転記しておりますが、まず、燃料交換作業時に、予備班 1 台を起動させ、原子炉建屋ウンテンカイの換気風量の増大を行うことができると記載がされておりますが、
0:21:45	こちらについては、当該弁帯ダクトが、ダクトが撤去された状態であっても、予備本及びファンを起動した上で、系統の弁の開度調整によって、
0:21:56	可能であり、風量の増大は可能となります。
0:22:01	また環境の現象建屋入口及び出口ダクトはそれぞれ 2 系統を有し、それぞれにこの空気作動弁の隔離があつてと記載されている件に関しまして、
0:22:12	下の図の 4。
0:22:14	に記載しているんですけども、
0:22:17	黄色く塗っております隔離弁が運用停止となった場合、
0:22:24	閉、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:26	左側が、旧金吸気側、入口側になるんですけれども、こちらの吸気ファンの出口ダクト部、すいません緑部、緑の線と、
0:22:37	青の線で、それぞれA系B系と2系統と出口側、右側が排気ファンになるんですけれども、フィルターから出た部分が、それぞれ緑と青で示していますけれども、
0:22:50	A系B系となりまして、それぞれ、
0:22:54	こちらで入口及び出口策とそれぞれ2系統有しております、それぞれにこの空気作動弁作動の隔離弁ということについては、入口及び出口ダクトそれぞれに2個の空気作動弁がありますので、
0:23:07	こちらについても変更はないと。
0:23:10	考えております。
0:23:11	また、
0:23:13	原子炉建屋、
0:23:15	第9ポツ1-1図の原子炉建屋ガス処理系のコードがようとしてしましては、適される当該弁及びダクトが図示されていますので、
0:23:25	こちらについては、現状建屋ガス処理系の説明図であるため当該弁及びダクトがなくなったとしても、説明のようには抵触しないと。
0:23:34	考えております。
0:23:36	そのため原子炉設置許可申請の変更手続きは必要ないというふうに判断しております。また、参考にですけれども、他プラントの当該設備の添付書類の8を、
0:23:48	8についてまとめたものを、別添4に、
0:23:52	取りまとめておりまして、
0:23:58	お手元の資料552ページに、からになるんですけれども、
0:24:04	まず左側と、
0:24:07	当社の東海第2発電所の添付書類8の記載になりまして下の図が、
0:24:15	図が、構造が4図となっております。
0:24:19	右側に、女川原子力発電所2号機の方を記載しておりまして、こちらについても、
0:24:26	記載してある。
0:24:28	通りになっておりまして、
0:24:30	本当に
0:24:32	すいません、都築。
0:24:34	553ページの方で、
0:24:38	柏崎刈羽原子力発電所67号機と浜岡原子力発電所4号機、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:44	554 ページの方で志賀原子力発電所 2 号機と、島根原子力発電所 2 号機の方をそれぞれ記載しておりますが、
0:24:53	衛藤に行こう、
0:24:56	今回撤去しようとしている、
0:25:05	燃料取替時専用換気系は、
0:25:09	他プラントについてはないことを確認しております。
0:25:16	544 ページのほうになりますけれども、
0:25:19	こちらは前回説明した内容から変更はございません。
0:25:27	窃盗、前回、
0:25:29	ご指摘いただきました、
0:25:32	コメント回答整理表の 2 番と、
0:25:38	3 番と 4 番に、
0:25:40	する。
0:25:42	2 番から 5 番に対する回答を、今回ご説明させていただきました。
0:25:54	以上となります。
0:25:57	はい。説明ありがとうございました。それでは規制庁側から確認事項お願いします。
0:26:04	規制庁皆川です。543 ページですかね。
0:26:10	小型の関係で、前回確認させてもらいましたけれども、基本的に前回の説明と変わってないのかなあというふうに思ってますと。
0:26:22	ちょっと人シキイの確認、まずは認識の確認なんですけど、
0:26:29	今日 552 ページ以降に、
0:26:33	他電力も含めて、
0:26:37	建屋の換気空調系の系統図を付けてますけど、
0:26:43	あれですか、原電の認識。
0:26:47	この 543 ページの元での認識、現状の認識を踏まえると、
0:26:52	何か他電力って、実は 3 系統とか 4 系統なってるっていうそういう認識でしょうか。
0:27:09	すいません。日本原子力の花井と申します。
0:27:12	例えば 552 ページの方をご覧くださいこちらの方が東北電力さんの女川、
0:27:20	現職発電所 2 号機の系統図になっています。
0:27:24	それが鍵東海第 2 発電所があります。
0:27:29	東海第 2 発電所と女川原子力発電所 2 号機をただ単純に比較すると 9 機関が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:36	女川ばあさんの方では、3期、東海第2発電所は2機と。
0:27:44	いうふうになっています。ちょっとこれは江藤ファンの行き当たりの医療量の違いで、3期になってるのかなっていうふうに考えてる状態ですね。
0:27:58	規制庁皆川です。今、
0:28:01	ファンのバズウっていうよりは、ダクトとしての系統の考え方を確認したかったんですけど、
0:28:08	原電の方の認識だと、変更後、
0:28:12	の藤菅田。
0:28:16	543ページですかね。
0:28:19	14のような入口側と出口側のラックと、
0:28:24	の系統の考え方がまずあって、
0:28:28	それを他電力とかに当てはめると、
0:28:31	単純に別に他電力って1系統じゃなくて、
0:28:35	原電の考え方を考えれば、3系統だったり4系統だったりってなるんですかっていうまず確認なんですけど。
0:28:46	はい。日本原子力でのハナイと申します。
0:28:49	そうですね。今、東海第2発電所は100トーマンプラントウの初号機なんでこちらの方、543ページに記載してある通り、
0:29:02	衛藤環境の原子炉建屋入口及び出口ダクトはそれぞれ2系統を有しと。
0:29:07	ここの部分がちょうど543ページの左側ですと、緑のところのA系、青分のB系というふうに、該当になりまして、こちらの方が2系統。
0:29:19	あとは、排気側でも同じように緑側のところ、青色のところ、こちらのA系B系なんて2系統と、
0:29:27	いうふうに考えて、
0:29:30	当時設置していたと、いうふうに考えてます。
0:29:35	なんで、等になると、女川原子力発電所2号機の方でも、元、
0:29:43	その東海林大瀬設置したときの考えであれば、永久期間が3基ありますので、入口側のダクトはそれぞれ3Kと、
0:29:54	というふうにもう読めると当県での東海第2の発電所で考えであれば、そのような記載があっても、
0:30:06	あっても、
0:30:09	で、いい形になったのかなというふうに考えてます。
0:30:15	規制庁皆川です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:18	結局そこはもう平行線になっちゃうので、あんまり言うつもりはないですけど、聞き方そうそうは読めませんというふうに思いますと、
0:30:28	別にもう、
0:30:30	テンパチの記載どうこうってあんまり言うつもりはないですけど、基本その建設時の考え方から、その設計の建設時の設計の考え方から、
0:30:41	今回の改造って、設計の考え方を鎌塚変えてると思うんですけど、その点はいかがですか。
0:30:50	はい日本社長の花井と申します設計の考え方っていうのは、
0:30:55	例えば今 543 ページ見てください。
0:31:00	543 ページの方に運用停止という絵と記載が、この系統図の左上の方に書いてあって、
0:31:09	用便がちょっと黄色く着色してあるところなんですけど、これを運用停止取り外しますと、東海第 2 発電所っす。
0:31:19	6 回の使用済み燃料、
0:31:22	有価専用のウンテンカイ、括弧 6 階へと。
0:31:26	運用停止の量は、
0:31:29	不可ですね、そういったラインがありました。
0:31:32	それを取り外す
0:31:35	運用適用運用なくすというふうな話は設計は、現場の設計を変えらると思うんですけども、運用については問題ないと。
0:31:46	いうふうに考えてます。
0:31:49	規制庁皆川です今、何か過去の実績としての運用の話聞いてるんじゃないんで、
0:31:56	いやその建設当時の設計の考え方、最新プラントと比較してとかじゃなくて、
0:32:02	東海第 2 として、建設当時のその設計の考え方ってのが多分あって、その設計の考え方によって、こういう形にしましたってことだと思っすよね。
0:32:14	それは、今まで、
0:32:17	一体でしたっけ。建設分解巡回した後の最初の定検以降は何か使ってないんでしたっけ、多分何かこれまでそういう説明があったと思いますけど。
0:32:29	それはあくまで運用の話であって、設計としては、建設当時、
0:32:34	通常と燃料を取りたいし、その 2 系統のダクトを設けるっていうのは多分東海第 2 の設計の考え方であって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:43	その設計の考え方に基づいて、
0:32:46	許可申請書、
0:32:48	テンパチがあると思うんですね。なので、その読める読めない置いといて、まずその建設当時の設計の考え方って、うん。今回、改造することによって、
0:33:01	まずそこは変わるんじゃないかと思うんですけど、その点はいかがですか。はい。日本原子力っていうのは何と申します。そちらの設計し、建設したときの考えは、
0:33:12	やっぱり100トーマン。
0:33:15	初号機なんでちょっとR/Bが大きくなるんですね。
0:33:19	大きくなった影響で万が一そういう、
0:33:22	土岐化した分の結露水とかが滴下することを恐れて、こういう専用のラインを鳥栖設けたと、いうふうに、
0:33:32	建設等Gの担当者の方が聴取しました。
0:33:38	ですけど、実際使ってみるとそんな血漏水が滴下するという事象はなくて専用のラインを使って関係をする必要はないと。
0:33:49	いうふうに判断、確認できたんで、とりあえず、あくまでも建設当時は万が一のことを考えて、そういう専用のダクトを作っていたんですけども、
0:33:59	その悪夢それは必要となくなりましたと。
0:34:03	何でこの設計上を考慮して、
0:34:06	フクマの余裕分として設けていたんですけどもそれはなくしても問題ないですと。
0:34:12	いうふうに整理してます。
0:34:18	原子力規制庁のミヤモトですけど、今運用とか、
0:34:22	今の運用とかそういう話を我々聞いているわけではなくて、設置した時の設計の考え方をまず聞いているんですよ。
0:34:31	例えば7ページでちょっと見せていただくと、これテンパチ書いてありましたよね。これちょっと私の認識が間違っていたら言ってもらえばいいんだけど、その建設した東条藤氏と当時ね。
0:34:43	コア、コアれ、
0:34:44	マスキング。
0:34:46	なのであれですけど、まず(1)で、燃料交換作業時及びファン1台を起動させて原子炉運転時とか機器増大ことができるっていうことは、今度どっかへ抜けるね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:58	ファン
0:34:59	を前提にこれを記載はされてるわけですね。
0:35:04	違うんですけど。
0:35:06	別途日本業者でのハナイと申します。はいそちらの方は、この
0:35:12	衛藤みどり部
0:35:15	青分それぞれを原子炉建屋、原子炉とファンを2台運転して、原子炉建屋原子炉棟のライン通気するということも可能ですと。
0:35:29	ウンテンカイだけじゃなくて、それぞれの原子炉建屋原子炉棟への通勤するときに、ファンを2台運転して対応すると、規制庁のようですけど、
0:35:39	運用の話をしてるわけではなくて、先ほど言っているように設計を、
0:35:45	今543ページと、今言われてる540ページを比べて、私の方の理解で確認しているんですけど。
0:35:53	ちょうど建設当時っていうのは、燃料取りかえりにおいて結露が懸念されたからこの、
0:35:59	燃料取替用水換気系ダクトっていうのがつけられたわけですね。
0:36:05	ね。
0:36:06	違いますか。
0:36:10	はい。日本原子ハラの花井と申します。建設当時は、面を考慮して据えつけられてですねはい。それを踏まえて、543ページに行った時にこのなお書きで記載されている。
0:36:23	いや燃料公開事業で、環境創造どこでできる設計でわざわざこれを書いたっていうのは、この
0:36:30	A棟、
0:36:32	ロッカー以外の、これ廊下が抜けるっていうのは先ほど言った燃料取替用換気計画等を設置することの目的としてこれなお書きで書かれてるんじゃないんですかっていう質問してるんですよ。
0:36:43	違うんですけど。
0:36:46	はい。日本原子炉とハナイと申します。なお書きで書いてあるものは、そのファンを2台運転して、
0:36:55	ウンテンカイ6階へ、
0:36:59	早期するっていう、設計と、あとは原子炉建屋原子炉とこちらのダクトの方に2台まわして、掃気すると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:09	いう設計であったというふうに考えてます。原子力規制庁ミヤモトですけど、資料を私が言ってるので、そこを見て言っていたかかないと分からないんだけどね。
0:37:20	であれば今言われてるのは7ページは543ページの全体テンパチでついている系統図と、540ページで出される系統図は違うということと言われているんですか今、
0:37:33	私は燃料取替用換気系ダクトっていうのと、系統と、あと建屋の中のSFPとかに行ってる系統が2本ありますよねここ。
0:37:41	540ページで言うと、
0:37:45	2本ありますよね。
0:37:47	それを見比べたときに、543ページに行ったときに、ここも同じような系統が2本出ていますと。
0:37:57	先ほど言われたように、黄色、ハッチングされてるところと、察知されてないところの、
0:38:03	これを、
0:38:05	これを、これとこの540ページは違うってこと言われてるってことですか。
0:38:11	この系統の図が。
0:38:12	意図してるところが違うっていうことを言われ、言われてるんですねそしたらそうかなと思うんですけど。
0:38:18	この540ページと543ページの系統図は違うものを指してるってことを言われてます。
0:38:29	はい日本原子炉火山ハナイと申します。540ページと543ページの系統図は一緒なんですけどすいませんちょっと。
0:38:38	押しご指導していただいた箇所はちょっとけ。
0:38:43	場所がちょっと把握できなかったんですけど、
0:38:53	ペースで言ってる。
0:38:56	この二つじゃないですか。
0:39:01	違います。
0:39:08	えっと、
0:39:10	一緒。
0:39:11	一緒、一緒に見る。
0:39:18	以上で、
0:39:19	すいません、すいませんちょっと間違ってますすいません。540ページのちょうど左下の水色で囲ったところと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:31	543 ページの、運用停止と書いてあった肥田黄色の着色、
0:39:37	一生一緒になってます。はい。一緒です一緒ですいません。だから私ちよつと言ってるのは、だから、
0:39:44	ここで言っている目的が、燃料取替用換気系ダクトは、要は燃料取替のためにつけてるんですよね。
0:39:53	だから、
0:39:54	543 ページで言っている店舗 8 で書かれている。
0:39:58	添付 8 っていうか
0:40:00	なお書きで書いてあるから、燃料交換作業時及びファン 1 台を起動再現したって運転。
0:40:05	階の換気風量増大を行うことができるこれ結論を防止するためにこの記載を変えてるという認識ですよね。
0:40:15	はいだからこのなお書きの文章のために今言われている運用停止しようとしている。
0:40:22	燃料取替専用系ダクトっていうのがあるわけですよね。
0:40:30	肺現状は設置されていきました。
0:40:32	そそうですね。
0:40:35	で、
0:40:35	ここの文章だから、543 ページでこの一番 (1) の初めの文章っていうのは、今回運用を停止する。
0:40:44	設備を対象にこれは設置許可の時は書いてるわけですよね、これ。
0:40:50	違います。
0:40:54	はい。書いてあると思いますはい。そうですね。いや別に、今後どうするかじゃなくて、
0:40:59	私が気にし現状のタジミ a n d 形式にしてるのは、設置許可、要は旧許可の時代に、このテンパチの、
0:41:07	添添付 8 で書かれてる詳細設計という設計の考え方は、
0:41:12	どういう整理で書かれてるかっていうのを、事業者の方で整理していただかないと、その上で、今回、改造後、
0:41:20	改造後押尾改造しようとしている系統設計が、それと同等なのか、同等じゃないのかっていうのを説明していただかないとわかんないわけですよね。
0:41:30	言ってることわかります。
0:41:33	だから、原発の記載が変わる変わらない読め読めない話じゃなくて、
0:41:38	こういうふうに設計を変えますと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:41	湧水整理をまずしていただいた上で、
0:41:44	それで原発に戻ったときにこれを変えなきゃいけない変える必要があるかっていう話をしないと、
0:41:49	これを読める読めない話ではなくてもともと要求されていた要求事項、要は自分たちが確保しようとしていた、ここの建屋間休憩の機能というものを、
0:42:00	どう整理した上で、設置改造後の機能も同等であるという説明をしないと、読める読めないの議論じゃないんですよ。
0:42:11	なのでさっき言ったようにここの文章っていうのはそのための、
0:42:15	燃料取替用水利用のやつを、要は東海第2だけはスペシャルでつけますよと。
0:42:22	それは、
0:42:23	他のテンパに書いてないですよ他の事業者のテンパチからわざわざそれは東海第2のためでは、スペシャルでこついているわけですよ初号機だから、
0:42:33	このなお書きの記載が、
0:42:36	D、D、次行くと、先ほど皆川が言ったように、環境減少伊達入口アビルそれぞれ2Kという紙それぞれにこの空気作業降り弁があつてつてなると、
0:42:48	今のこのテンパチのこの図を見たときにどう読むかっていう、
0:42:53	三田監事2系統あつてそれぞれ隔離弁が2個ついてますよって、そんなふうに見ればそう読めるわけですよ。
0:43:01	これ。
0:43:03	違います。
0:43:05	はい。決めますけれども言います。ですけど、549ページ見ていただいてよろしいですか。こちらが、
0:43:14	設置許可の本文8点。
0:43:18	C種、添付書類8のところ、今押しおっしゃられた、なお書きのところですね、燃料交換作業時には予備ファン1台を起動させ原子炉建屋運転管換気風量の増大を行うことができると。
0:43:33	で、燃料交換時には、原子炉建屋運転環境の増大といった形で記載してあります。それが、
0:43:42	540ページのところに、
0:43:46	映していただいて、こちらの左側の方にファン、2台ありますよと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:53	うん。例えば、設置後 149 ページに書いてある添付資料テンパチ書類、資料の方に書いてあるなお書きですね。
0:44:04	なお書きについては、こちらのファン、
0:44:06	2 台、例えば運転します。そうすると、燃料取りかえ時の減、
0:44:15	燃料交換作業時の予備班を 1 台起動させ、原子炉建屋ウンテンカイの換気不良の増大と原子炉建屋ウンテンカイの増大なんで、ほぼ、例えば、(4) 番のファンを 2 台運転させて、
0:44:27	弁を開いて、こちらのウンテンカイも早期できますよというのが、
0:44:35	この①のところに■■■■立米パーアワーと。
0:44:40	そういった形になっていてこちらの方がウンテンカイにも、
0:44:49	原子力規制庁の宮本ですけど今、粹の中言ったので、後で削除お願いします。
0:45:00	あ、すいません規制庁ミナカワですけど、ちょっとは我々と多分これ話しても平行線になると思うので、一応我々の考えをお伝えさせていただくと。
0:45:11	要はそのさっき宮元も言いましたけど、いや建設当時から、原子炉建屋の換気空調系の、
0:45:19	建設当時の設計の考え方と、今回改造後の設計、それは変えてきてると我々思ってますと。
0:45:28	今回運航人の話で、外壁補強を取り止めるためにどうするかっていう説明を今持ってきてるんですけど。
0:45:38	いや
0:45:39	外壁補強をやめるやめないっていうのは正直よくわかんなくて、
0:45:43	いやまずその事業者としてその結果として、今設計を変えるってのが出てきているので、じゃあその設計変えるんだったら、建設当時の設計を変えるんだったら、
0:45:52	まずはその設計の妥当性っていうのをちゃんと示してくださいと。
0:45:57	その設計の妥当性はそれはその本文ではないので、申請っていう話じゃないかもしれないですけど、まずその設計が変えるのであるのであればまずその考え方をちゃんと示してくださいと。
0:46:09	その設計の考え方が、
0:46:12	ちゃんと示された段階で、多分その設計が妥当であれば、そのへ変更の内容に伴って、今までその許可で、
0:46:21	説明した内容が影響を受けたり影響受けなかつたりっていう多分整理になるんですよ。多分その影響を受けるっていうのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:29	竜巻防護の話だったりするんですよね、きっと。
0:46:32	それで、
0:46:34	じゃあ、結果として、よくわかんないですけど、
0:46:38	竜巻防護の防護対象が変わるので、
0:46:42	当初予定してた外壁補強は不要になりました。なのかどうかわかんないですけど、
0:46:48	多分そういう流れで、何か説明いただかないと、よくわかんなくてですね、設計を変えるんだったら、ちゃんと設計を変える、その妥当性をちゃんと示してくださいと。
0:47:00	本当にそれって今まで設置許可とかで約束してた中身2や竜巻防護だけはわかんないですけど、
0:47:06	何か影響あるんですかないんですかってちゃんと示してくださいと。
0:47:10	その結果として、
0:47:12	工認後で、
0:47:14	じゃあそれを踏まえて、こういうふうに改造しますんだったら、何となくわかるかもしれないんですけど、何か今、すいませんよくよくわかんないんですけど。
0:47:24	以上です。
0:47:39	こちらの必要性の設計だと設計の考え方をちょっと整理しないと、
0:47:46	駄目ですね、ちょっと横、わかりづらいですっていうのが理解しました。
0:47:51	はい。原電の藤井です。
0:47:54	こちらの説明の仕方というのが、そもそも設工認の方の詳細設計を変えにいくと、そのために、設置許可の考え方を見直していく考えていく方向を
0:48:07	見直せないかというところの流れになっていましたけれども、
0:48:10	今お聞きした流れということであれば、要するに設置許可のこれまでの規制の許可に対して、どのように、
0:48:19	今回変更かけたいのかというところ、その大義名分をしっかりと見つけるといってその結果として、今回防護が必要にならなかったと、その流れがしっかりと説明のロジックができていますと。
0:48:31	いうふうなコメントをいただいたというふうに理解しております。
0:48:37	規制庁皆川です。ちなみにですけど、別に我々その変えろって言ってるつもり全くないですからね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:43	要は、今まで許可でちゃんとそちらが考えて出してきてもらったもの、それで許可で出して処分してますし、工認についても、そちらでじっくり練ってちゃんと検討したもので、我々に課しているので、
0:48:57	それを食べるなんていうのは全く言ってるつもりはなくて、
0:49:01	この申請を出すんだったら、ちゃんと上段からしっかり整理して持ってきてくださいねって言ってるだけです。はい。
0:49:10	はい現在フジイです。はいご理解いただき、理解いたしましたので、了解しました。
0:49:21	原子炉規制庁宮本です今皆川の話の通りだと思ってます要は、先ほど言ったように、さっき確認したのは工事できるかできないかでできますよって、じゃやってくださいなんですよ。本来工認の
0:49:34	申請で認可を受けて工事計画に基づいて工事できるならやってくださいなんですよ。
0:49:39	だけど、設置許可の、もともとそもそもの設計を変えるっていうか本文に枠変更ないかもしれないけど、詳細購入詳細とかテンパチとかの中で、
0:49:52	系統構成や要求事項の満足に対しては変わらないかもしれないけど、そもそも基本の、
0:49:59	す。
0:50:01	もともとの設置許可、
0:50:02	で考えてさっき言った燃料取替用なお書きで書いてたためにこれをつけてましたとか、系統2系統はこういうふうに構成してましたっていったものを、要は変えるんだったらそこは明確に変えるという意味表示をまずしていただいて、
0:50:16	その上で、要は、もともと竜巻防護の中で、要は重要度が高いから守ることになったんだけど、
0:50:23	じゃあ竜巻防護の中で、そこを系統構成変えることにそれを撤去しますよと。そしたら防護する他、防護するためのものがなくなるので、それは要りませんよと。
0:50:34	なので、竜巻防護の対象の、そういう工事は必要なくなりますよって、その代わりに、守るべきものになったた
0:50:42	ものはどうなったんですかと、要は竜巻から守るように要は原子炉格納容器かな、建屋から確認。
0:50:51	隔離弁から隔離弁の機能を切っちゃったら、壁のところってどうなるんですかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:57	要はどこで、系統隔離をしてその問題ないように、系統隔離しますので、要は守るのはこっちだけでいいですよという整理をまずしなきゃいけないですよねだから上流側で整理した上で最終的に、
0:51:09	なのでモニターの変更はこっち側にやった上で、最終的に、工認の要目表上はこれだけですよっていう整理をしていただかないと、今みたいに工事ができるできないとかその、
0:51:20	テンパチがこう読めば読めまず読めないっていうよりはやっぱその上段の整理をしていかないと、要は最終的にはモニターの変更に至るまでにね、いやその前半の妥当性が説明していただかないと、
0:51:32	なかなか我々としても何とも言いようがないっていう。
0:51:35	大丈夫すかね。
0:51:36	はい。原電の藤井です。
0:51:38	上流文書として、まず上位の要求、
0:51:42	当然中心になりますので、そちらをいわゆる読めないではなくて、心がどうなのかというところをしっかりと見た上で、
0:51:52	その上での変更が必要なのかどうか、そこをしっかりと触れた上で、結果としての設工認と、
0:51:58	ということですね、再度ちょっと検討は進めるようにいたします。はい。以上です。
0:52:12	はい。在宅のカドヤさん何か追加でありますでしょうか。
0:52:18	数、今
0:52:21	中谷ミヤモトから言った通りで上位概念のところからちゃんと設計を変えたんならそれを整理してくださいっていうことなんですけど、今の
0:52:32	543 ページのところで行くと、真ん中の(1)の常用換気系の空気冷却及び空気冷却装置の二つ目のかぎ括弧テンパチの記載ですけど、
0:52:45	換気用の原子炉建屋入口及び出口ダクトはそれぞれ2系統を有し、それぞれにこの空気作動作動の隔離弁があってっていう期待ですけど。
0:52:55	それぞれにこの空気作動作動の隔離弁って言った時には今の変更後の読み方でいくと、入口と出口のそれぞれ、
0:53:06	2項の空気作動作動隔離弁っていう多分読み方をしているんだと思うんですけど、これ多分ももとの今この図で言うところの運用停止ってしている隔離弁を含めて考えたときに、じゃあ、
0:53:21	ももとのテンパチの記載のそれぞれにこのっていう意味のそれぞれが、その入口と出口のそれぞれって指してるんだとすると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:32	やっぱりこれ図で考えると、何か表現がおかしいかなと思います。なのでこのテンパチの記載はへ、今のこの変更後であっても、
0:53:42	たまたま夢たっということであって、もともとの記載の趣旨のそれぞれってというのは、おそらく2系統のそれぞれで、2項の空気作動弁。
0:53:52	があっってということだと思いますので、ちょっとそのテンパチの記載が変更がないってところも、結果としてそう読めるので変更はありません。
0:54:04	だから、そそういう説明をしていただきたくて、さっきのもともとの設計の趣旨にも関係しますけど、一応位置付けを明確にした上で、記載の変更はないと。
0:54:15	単に読みかえをしたら読め読めたので木谷変更がないなら、そのように説明をしていただければ、
0:54:21	だというふうに思います。
0:54:23	はい。よろしいですか。
0:54:35	はい。遠藤フジイです。
0:54:37	はいご趣旨理解いたしましたのでそういった方向でですね再度検討させていただきます。以上です。
0:54:45	よろしくをお願いします。以上です。規制庁の川岸江藤今、ちょっともともとの設計の考え方とテンパチの記載っていう話が話があったんですけど、
0:54:55	ちょっと見てて549ページですけど、
0:55:00	こころはちょっと触れられてないんですけど、両括弧1で、それぞれ100%容量のファン2台っていう記載があっって、
0:55:09	550ページに実際の容量が書いてあるんですけど、
0:55:14	これだく等の運用有無が、今回の設計変更なりでダクトの運用を変えた場合に100%容量っていう考え方って、
0:55:25	変わんないんでしょうかこの今、約550ページにある。
0:55:30	容量の、
0:55:32	9機なり何なりってというのは、そのまま100%容量して流せるんでしょうか設計を変えた後でも、
0:55:53	はい。日本原子力の花井と申します。はいおっしゃる通り549ページ。
0:56:00	吸気と背景をそれぞれ100%用のファン2台を持っていると。
0:56:05	それが500、
0:56:07	50ページですね、それぞれファン

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:12	ファンが吸気ファン側配管側、それぞれ2台回ったとしても100%用のファン、
0:56:19	通気することは、
0:56:23	可能というふうに考えて、必要に応じ、ちょっとこちらの運転床会の場合も、
0:56:29	帰ると思うんで、ちょっと部分的な改造は必要かもしれないんですけどちょっとそこも検討していきたいと思います。
0:56:36	形状をちょっと今、いろいろ議論があったんですけどそういうところも踏まえて元の設計の考え方から変わる変わらないっていうところ。
0:56:45	についても説明をお願いいたします。私から以上です。現在たわけですけど今ちょっとこちらで回答しましたけど、送風機の容量についてもですね先ほど言った前段の整理をする中でですね、
0:56:58	容量も含めてちょっと、もともとの、
0:57:01	設計はどうだったのか、今回変わることによって影響がないからか、こういう設計になりますけれども設置許可には影響がありませんと、添付の読み方についてちょっとまた議論が生じるかもしれませんが、
0:57:13	こういう考えで我々としては影響はないとか、もともとの設計思想から影響がないと考えてますとまず整理させていただければと思っております。
0:57:21	その後段でまた先ほど話した通り、
0:57:25	排気弁室とかの補強についての議論になるかと思っておりますので、そのような整理をちょっと一旦したいと考えております以上です。
0:57:41	原子力制度ミヤモトですあと551ページ番わかりやすいのでちょっと中身あれですけど、
0:57:47	我々のほうでやっぱ少し心配なところが実はあって、
0:57:54	東海第2っていうのは結構特別な設計をしてる、SGTSもそうですけど、してる箇所があります。
0:58:00	なので、
0:58:02	事業者の方でやっぱりしっかり目的をね、明確に整理していただいた方がいいかなと思っていて、
0:58:08	いや先行に比べてSGTSが何でこういう構造になってるかっていうのは我々も認識はしてるんだけど、で、
0:58:14	換気空調系がじゃあ先行先行とか、後段と合わせていいのか本当にと。
0:58:20	もともと違う目的があったんじゃないようこのなお書きの話じゃないんだけど、含めてほぼ単純に本当に先行行為で後段の新しいプラントに合

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	わせてしまって本当に適切なのかっていうところも含めてやっぱりその、
0:58:34	当初の設計の考え方を踏まえて、今その問題がないかっていうところの説明をしていただかないと、
0:58:40	ちょっとその部分についてが、少し我々も不安というか、心配かなと今まであまり説明されてないところがあるので、
0:58:47	S G T Sみたいなことはないんであれば、特にいいんですけどもともとその設置許可の時にもS G T Sもあったしプロアートパネルもそうなんだけど、要は東海第2 特ん独特のその設計っていうのがあって、
0:59:00	他の設計に来る他のプラントに比べると、多かったり少なかつ球を少ないことはないって大体多いことが多いんですけど、そういうのがあるのにもあるっていうのはやっぱり目的があってされてる。
0:59:11	ていうあれがあるので、やっぱそこはやっぱり我々の方でもしっかり、事業者の方から説明を受けないと、
0:59:17	ちょっと不安な面もあるので、そこはよく確認していただければなと思います。
0:59:23	以上ですはい。
0:59:30	武井高安今のコメントを了承しました。その辺も踏まえてですね、今回の改造でですね影響するしないをちょっともう少し範囲を広げてですね、
0:59:39	説明、
0:59:41	したいと考えております以上です。
1:00:02	事業者からの説明は以上ですがまだ他に回答等ありますでしょうか。
1:00:18	はい。日本原子力ハナイと申しますサイト側から追加で説明、回答の説明事項はないと思います。
1:00:27	すいません発電所さんの方でもそういう認識でよろしいですかね。
1:00:36	はい。東海第2 発電所です。特にありません。
1:00:43	はい。それでは後、追加で何かは、コメントとか確認事項とか何かありますっすでしょうか。
1:00:54	なければ、以上でヒアリングの方を終わりにいたします。今日はどうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。